

呉市教育委員会議題  
(平成30年6月22日定例会)

呉市教育委員会

平成30年6月22日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 報告第20号 大阪府北部地震を受けての対応状況について
- 4 報告第17号 呉市立小中学校施設の耐震化の状況について
- 5 報告第18号 平成29年度学校安全の状況について
- 6 報告第19号 平成31年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針について
- 7 教議第24号 呉市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の委嘱又は任命について  
（人事案件）【秘密会】
- 8 教議第25号 呉市社会教育委員の委嘱又は任命について  
（人事案件）【秘密会】
- 9 教議第26号 呉市立美術館運営審議会委員の委嘱について  
（人事案件）【秘密会】
- 10 教議第27号 呉市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について  
（人事案件）【秘密会】

## 大阪府北部地震を受けての対応状況について

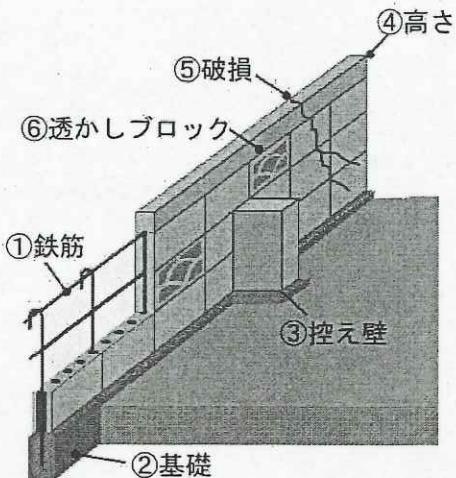
学校施設課

6月18日の午前7時58分ごろに、大阪府北部を襲った最大震度6弱の地震により、倒壊したブロック塀に挟まれるなどして、通学中の小学生、80歳代の男性が犠牲になりました。

呉市教育委員会においても、このような被害が生じないように、呉市内小中高等学校及び幼稚園のブロック塀の点検を以下の項目について実施しました。

### 1 点検内容

- (1) ブロック塀の高さについて
  - ・高さ上限 2.2m
  - ・1.2m以上は控え壁が必要
- (2) ブロックの厚さが15cm以上あるか
- (3) 状態について  
(グラグラしていないか等)



### 2 6月19日時点での調査結果

次の小学校3校において、1.2m以上の壁に必要な控え壁がないことが判明

#### 1 兩城小学校

学校敷地と道路の間に位置し、プールの基礎の上に設置

高さ約1.8m（プールの基礎を含めると約3.6m）

#### 2 明徳小学校

学校敷地と道路の間に位置し、高さ約1.8m

#### 3 郷原小学校

グラウンド内のプールの壁に位置し、高さ約2m

### 3 現在の対応

- ・対象ブロック塀付近に近づかないよう、カラーコーンなどで規制
- ・登下校時は、教職員が注意喚起（地域見守りの方の協力）
- ・地元自治会長へ連絡（地元住民への周知）

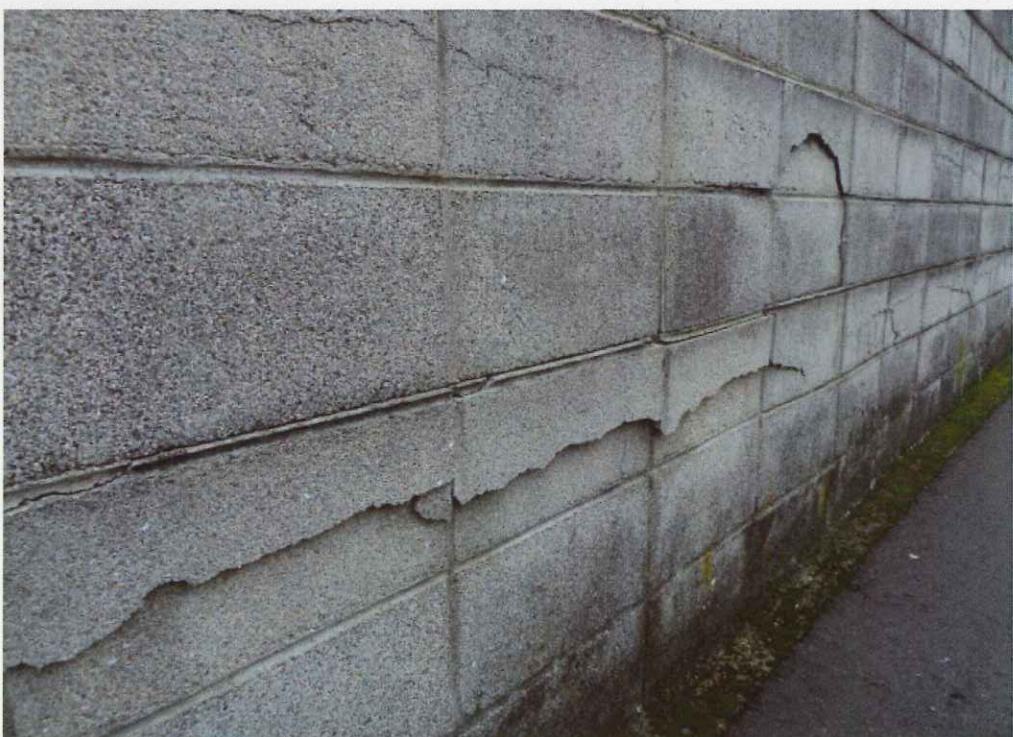
### 4 今後の対応方法

- ・ブロック塀を取り壊し、フェンスなどで復旧する

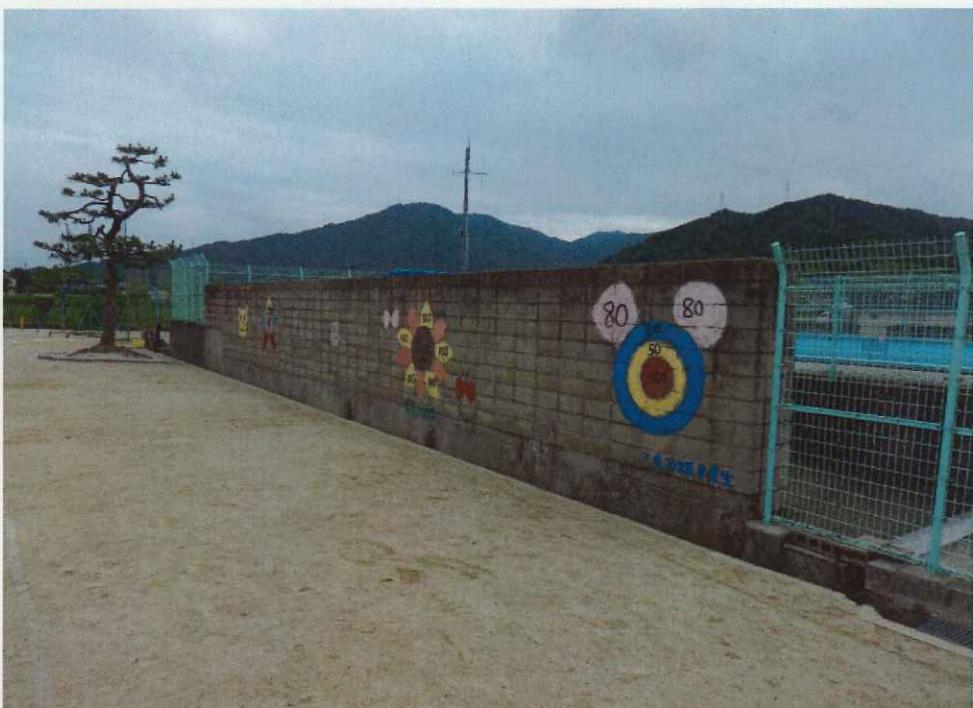
写真① 両城小学校



写真② 明徳小学校



写真③ 郷原小学校



## 呉市立小中学校施設の耐震化の状況について

学校施設課

【H29.4.1現在】

| 区分   | 全 体    |     | 内 訳 (棟)    |       |     |            |       |  |
|------|--------|-----|------------|-------|-----|------------|-------|--|
|      | 校 数    | 棟 数 | 新耐震        | 旧 耐 震 |     |            |       |  |
|      |        |     |            | A判定   | B判定 | C判定        | 優先度調査 |  |
| 小学校  | 36     | 128 | 55         | 68    | 3   | 2          | 0     |  |
| 中学校  | 26     | 109 | 54         | 47    | 1   | 6          | 1     |  |
| 合 計  | 62     | 237 | 109        | 115   | 4   | 8          | 1     |  |
| 耐震化率 | 94.5 % |     | 224 (耐震棟数) |       |     | 13 (未耐震棟数) |       |  |

## 平成29年度 施工内容

【小学校】 · 横路小学校校舎改築実施設計

【中学校】 · 和庄中学校体育館解体

· 東畠中学校校舎改築

· 片山中学校重層屋体解体

※耐震補強可能なものは平成28年度で完了済み



【H30.4.1現在】

| 区分   | 全 体    |     | 内 訳 (棟)    |       |     |            |       |  |
|------|--------|-----|------------|-------|-----|------------|-------|--|
|      | 校 数    | 棟 数 | 新耐震        | 旧 耐 震 |     |            |       |  |
|      |        |     |            | A判定   | B判定 | C判定        | 優先度調査 |  |
| 小学校  | 36     | 128 | 55         | 68    | 3   | 2          | 0     |  |
| 中学校  | 26     | 107 | 55         | 47    | 1   | 3          | 1     |  |
| 合 計  | 62     | 235 | 110        | 115   | 4   | 5          | 1     |  |
| 耐震化率 | 95.7 % |     | 225 (耐震棟数) |       |     | 10 (未耐震棟数) |       |  |

## 平成30年度 施工予定

【小学校】 · 横路小学校校舎改築（仮設校舎の建設）

【中学校】 · 和庄中学校体育館改築

· 東畠中学校校舎解体

· 片山中学校校舎・体育館改築

· 音戸中学校技術教室改修実施設計

アリC-2断片の計画図の範囲対応中小立市見

地図面文字

【計画図 22B】

| （a）周 内     |     |     |     | 周 全 |     |         | 役 団  |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|---------|------|
| 施 構 田      |     |     |     | 施設面 | 施 剤 | 施 算     |      |
| 施設番号       | 施件C | 施件B | 施件A |     |     |         |      |
| 0          | 1   | 2   | 3   | 80  | 88  | 831     | 86   |
| 1          | 0   | 4   | 5   | 78  | 80  | 801     | 84   |
| 2          | 3   | 6   | 7   | 811 | 801 | 103     | 88   |
| （施設面積未） 81 |     |     |     | 888 | 155 | 82 8.48 | 平計置換 |

内工施 実手のS無平  
 ト付計画対応合対半小頭部・〔好半小〕  
 対頭計合本対半中主頭・〔好半中〕  
 対頭合対半中頭東・  
 対頭付頭頭対半中止火・  
 本末丁頭付頭半付半火の半頭付計画頭未

【計画図 22C】

| （a）周 内     |     |     |     | 周 全 |     |         | 役 団  |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|---------|------|
| 施 構 田      |     |     |     | 施設面 | 施 剤 | 施 算     |      |
| 施設番号       | 施件C | 施件B | 施件A |     |     |         |      |
| 0          | 1   | 2   | 3   | 80  | 88  | 821     | 86   |
| 1          | 0   | 4   | 5   | 78  | 82  | 101     | 83   |
| 2          | 3   | 6   | 7   | 810 | 119 | 822     | 88   |
| （施設面積未） 10 |     |     |     | 888 | 155 | 82 8.48 | 平計置換 |

内工施 実手のS無平  
 ト付計画対応合対半小頭部・〔好半小〕  
 対頭計合本対半中主頭・〔好半中〕  
 対頭合対半中頭東・  
 対頭付頭頭対半中止火・  
 本末丁頭付頭半付半火の半頭付計画頭未

## 平成29年度 学校安全の状況について

学校安全課

## 1 交通事故の状況

## (1) 年度別発生件数 (単位: 件)

| 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 12     | 13     | 23     | 14     | 18     |

注) 学校管理下外の事故について、平成26年度までは、入院を伴うような大きなケガを負った事故のみ報告を受けていたが、平成27年度からは、軽微な事故でも救急搬送された事故については全て報告を求めた。

## (2) 平成29年度状況別発生件数 (単位: 件)

| 校種・<br>時間帯<br>状況 | 小学校 |     |     |     | 中学校 |     |     |     | 呉高校 | 合計 |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
|                  | 登校時 | 下校時 | 放課後 | 休業日 | 登校時 | 下校時 | 放課後 | 休業日 |     |    |
| 横断歩道横断中          |     | 2   |     | 1   | 1   |     |     |     | 1   | 5  |
| 飛び出し             | 3   | 1   | 2   | 1   |     |     |     |     |     | 7  |
| 自転車乗車中           |     |     | 1   | 2   |     |     |     | 1   | 2   | 6  |
| その他              |     |     |     |     |     |     |     |     |     |    |
| 合 計              | 3   | 3   | 3   | 4   | 1   | 0   | 0   | 1   | 3   | 18 |

注) 件数は、学校から報告があった交通事故

## (3) 主な対策

- ア 通学路の安全点検や「安全マップ」を利用した交通安全指導の実施
- イ 「呉市通学路安全推進会議」の設置による組織的・計画的な通学路危険箇所の改善
- ウ 「交通安全教室」、「自転車教室」、「小学校入学前の交通安全指導」、「呉こども交通安全推進隊」の実施
- エ 児童生徒が自らの命を守る能力を育成するための指導
- オ 保護者、地域等と連携した登下校時の見守り活動の実施

## 2 学校事故の状況

## (1) 学校事故発生件数 (日本スポーツ振興センターへ共済給付申請済の事故)

(単位: 件)

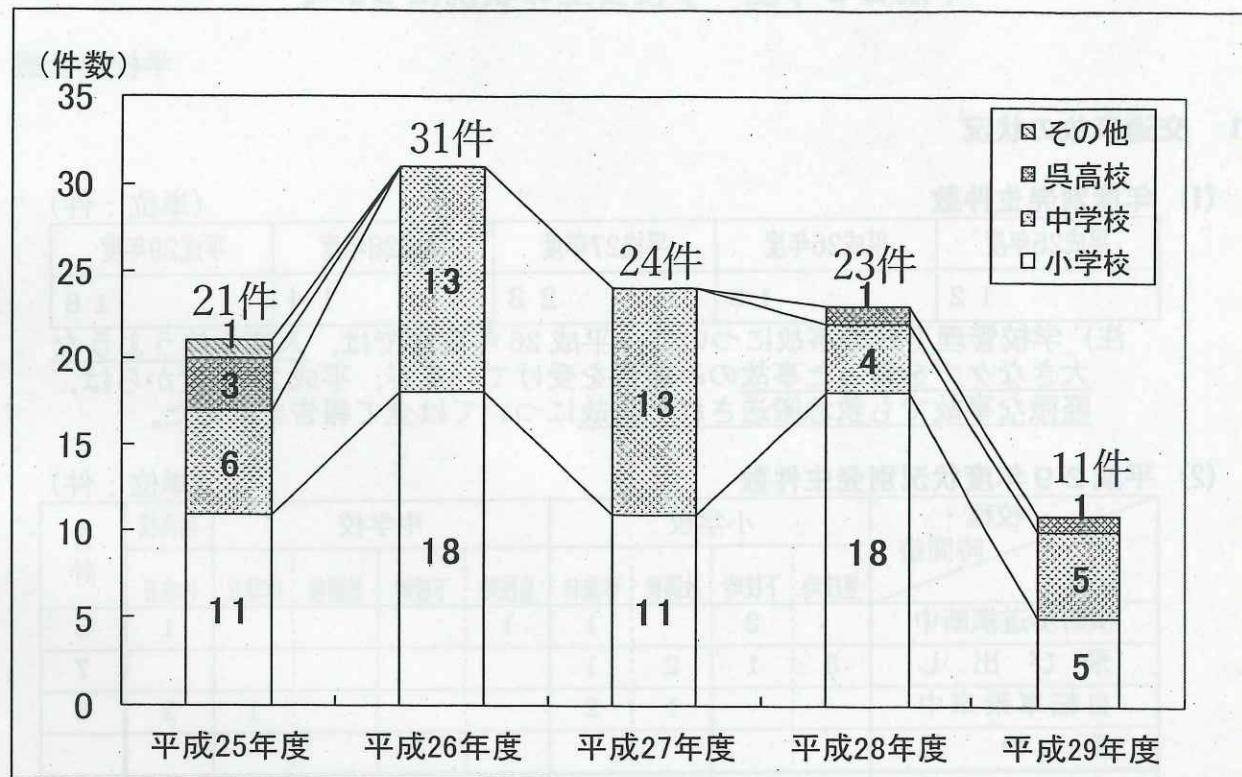
|        | 小学校 | 中学校 | 呉高校 | 合計    |
|--------|-----|-----|-----|-------|
| 平成25年度 | 755 | 860 | 51  | 1,666 |
| 平成26年度 | 828 | 818 | 53  | 1,699 |
| 平成27年度 | 812 | 723 | 59  | 1,594 |
| 平成28年度 | 692 | 690 | 54  | 1,436 |
| 平成29年度 | 662 | 598 | 81  | 1,341 |

## (2) 主な対策

- ア 各学校における学校事故の未然防止に関する対策の推進
- イ 学校事故発生時の危機管理体制の確立

### 3 不審者の状況

#### (1) 報告件数



#### (2) 主な対策

- ア 「地域安全マップ」づくりや防犯教室等による子どもの危険予測・回避能力を育成する取組の推進
- イ 登下校の安全指導及び教職員や保護者、地域による見守り活動の実施
- ウ 安全パトロール車による定期的なパトロール
- エ 迅速な不審者情報の収集及び「守るネット」、「学校メール配信システム」等の発信による犯罪の未然防止
- オ 登下校時に、児童生徒が駆け込める緊急避難場所として商店や家庭等を「吳こども110番の家」として登録

## 平成31年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針について

入学者の選抜は、次により呉市立呉高等学校（以下「呉高等学校」という。）の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

### 1 選抜（I）

呉市立呉高等学校校長（以下「高等学校長」という。）が必要と認める場合、中学校長の推薦を受けた者に対し、次により実施することができる。

なお、高等学校長は、呉高等学校の特色に応じ、推薦基準を定めることができる。

#### （1）選抜の方法

ア 推薦書及び志望理由書

イ 調査書

（ア）調査書中の学習の記録の評定については、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語のそれぞれの教科について指導要録に従って5段階で評定する。

（イ）調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 面接

エ 高等学校長は、上記のア、イ、ウに加えて、呉高等学校の特色に応じ、学力検査以外の独自の選抜方法を実施することができる。

#### （2）合格者の決定

上記（1）の結果を総合的に判断して決定する。

### 2 選抜（II）

次により実施する。

#### （1）選抜の方法

ア 一般学力検査

（ア）実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科とする。

（イ）実施時間は、各教科それぞれ50分とする。

（ウ）配点は、各教科50点満点で、合計250点満点とする。

高等学校長は、呉高等学校の特色に応じ、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

- (イ) 検査問題は、広島県教育委員会が作成する。
- (オ) 検査問題は、平成20年文部科学省告示の中学校学習指導要領（平成30年度中学校第3学年において新中学校学習指導要領を先行実施する部分を含む。）に準拠した内容とし、次のような点を配慮して出題する。
- a 基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況を検査する。
  - b 知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を幅広く検査する。
  - c 外国語（英語）については、放送による聞き取り検査も実施する。

イ 調査書

- (ア) 学習の記録の評定及び合計評点
- a 一般学力検査を実施する5教科については、それぞれ指導要録に従つて5段階で評定する。
  - b 音楽、美術、保健体育及び技術・家庭については、それぞれ指導要録に従つて5段階で評定した評点を2倍する。
  - c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計して195分の130を乗じ、130点満点とする。
- (イ) 学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 面接及び実技検査

高等学校長は、呉高等学校の特色に応じ、面接及び上記(1)ア(ア)に掲げる5教科の他に関連する教科の実技検査を実施することができる。

エ 自校作成問題による学力検査

高等学校長は、呉市教育委員会と協議の上、呉高等学校の特色に応じ、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

(2) 合格者の決定

- ア 一般学力検査の総得点に2分の1を乗じた点数、調査書の学習の記録の合計評点並びに調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項を総合的に判断して決定する。
- イ 高等学校長は、入学定員の一部について、一般学力検査と調査書の比重を変えて決定することができる。
- ウ 面接、実技検査及び自校作成問題による学力検査を実施した場合は、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して決定する。

### 3 選抜（III）

選抜（I）及び選抜（II）の結果、合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合、次により実施する。

(1) 選抜の方法

ア 調査書

(ア) 学習の記録の評定及び合計評点

- a 国語、社会、数学、理科及び外国語の教科については、それぞれ指導

要録に従って5段階で評定する。

b 音楽、美術、保健体育及び技術・家庭については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を2倍する。

c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計して195分の130を乗じ、130点満点とする。

(1) 学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

イ 作文及び面接

(2) 合格者の決定

ア 上記(1)の結果を総合的に判断して決定する。

イ 高等学校長は、選抜(II)の一般学力検査の結果を選抜の資料に加えることができる。

#### 4 帰国生徒等の特別入学に関する選抜

国語、数学及び外国語(英語)の一般学力検査、作文及び面接の結果(実技検査、自校作成問題による学力検査を実施した場合は、その結果を加える。)並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

#### 5 その他

選抜(II)における学力検査の結果及び調査書の評定は、平成31年度入学者選抜の受験者のうち不合格者について、簡易開示の方法により、呉高等学校において開示する。

呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針 新旧対照表

| 平成30年度   | 平成31年度   |
|--|--|
| <p><u>平成30年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針</u></p> <p>2 選抜（II）<br/>次により実施する。</p> <p>(1) 選抜の方法<br/>ア 一般学力検査<br/>(ア)～(イ) (略)<br/>(オ) 検査問題は、平成20年文部科学省告示の中学校学習指導要領_____に準拠した内容とし、次のような点を配慮して出題する。<br/>a～c (略)</p> <p>5 その他<br/>選抜（II）における学力検査の結果及び調査書の評定は、<u>平成30年度入学者選抜</u>の受験者のうち不合格者について、簡易開示の方法により、呉高等学校において開示する。</p> | <p><u>平成31年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針</u></p> <p>2 選抜（II）<br/>次により実施する。</p> <p>(1) 選抜の方法<br/>ア 一般学力検査<br/>(ア)～(イ) (略)<br/>(オ) 検査問題は、平成20年文部科学省告示の中学校学習指導要領<u>(平成30年度中学校第3学年において新中学校学習指導要領を先行実施する部分を含む。)</u>に準拠した内容とし、次のような点を配慮して出題する。<br/>a～c (略)</p> <p>5 その他<br/>選抜（II）における学力検査の結果及び調査書の評定は、<u>平成31年度入学者選抜</u>の受験者のうち不合格者について、簡易開示の方法により、呉高等学校において開示する。</p> |

## 平成31年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針

入学者の選抜は、次により各高等学校、課程、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

### 第1 全日制の課程

#### 1 選抜（I）

高等学校長が必要と認める場合、中学校長の推薦を受けた者に対し、次により実施することができる。

なお、高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、推薦基準を定めることができる。

##### （1）選抜の方法

- ア 推薦書及び志望理由書
- イ 調査書

（ア）調査書中の学習の記録の評定については、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語のそれぞれの教科について指導要録に従って5段階で評定する。

（イ）調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

- ウ 面接

エ 高等学校長は、上記ア、イ、ウに加えて、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、学力検査以外の独自の選抜方法を実施することができる。

##### （2）合格者の決定

上記（1）の結果を総合的に判断して決定する。

#### 2 選抜（II）

全ての学科・コースにおいて、次により実施する。

##### （1）選抜の方法

- ア 一般学力検査

（ア）実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科とする。

（イ）実施時間は、各教科それぞれ50分とする。

（ウ）配点は、各教科50点満点で、合計250点満点とする。

高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

（エ）検査問題は、県教育委員会が作成する。

(オ) 検査問題は、平成 20 年文部科学省告示の中学校学習指導要領（平成 30 年度中学校第 3 学年において新中学校学習指導要領を先行実施する部分を含む。）に準拠した内容とし、次のような点を配慮して出題する。

- a 基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況を検査する。
- b 知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力及び表現力等を幅広く検査する。
- c 外国語（英語）については、放送による聞き取り検査も実施する。

イ 調査書

(ア) 学習の記録の評定及び合計評点

- a 一般学力検査を実施する 5 教科については、それぞれ指導要録に従って 5 段階で評定する。
- b 音楽、美術、保健体育及び技術・家庭については、それぞれ指導要録に従って 5 段階で評定した評点を 2 倍する。
- c 調査書の合計評点は、上記 a 及び b を合計して 195 分の 130 を乗じ、130 点満点とする。

(イ) 学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 面接及び実技検査

高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、面接及び上記（1）ア（ア）に掲げる 5 教科の他に関連する教科の実技検査を実施することができる。

エ 自校作成問題による学力検査

高等学校長は、県教育委員会と協議の上、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

（2）合格者の決定

ア 一般学力検査の総得点に 2 分の 1 を乗じた点数、調査書の学習の記録の合計評点並びに調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項を総合的に判断して決定する。

イ 高等学校長は、入学定員の一部について、一般学力検査と調査書の比重を変えて決定することができる。

ウ 面接、実技検査及び自校作成問題による学力検査を実施した学科・コースにあっては、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して決定する。

3 選抜（III）

選抜（I）及び選抜（II）の結果、合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合、次により実施する。

（1）選抜の方法

ア 調査書

(ア) 学習の記録の評定及び合計評点

- a 国語、社会、数学、理科及び外国語の教科については、それぞれ指導要録に従って 5 段

階で評定する。

b 音楽、美術、保健体育及び技術・家庭については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を2倍する。

c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計して195分の130を乗じ、130点満点とする。

(イ) 学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

#### イ 作文及び面接

#### (2) 合格者の決定

ア 上記(1)の結果を総合的に判断して決定する。

イ 高等学校長は、選抜(II)の一般学力検査の結果を選抜の資料に加えることができる。

### 4 帰国生徒等の特別入学に関する選抜

国語、数学及び外国語（英語）の一般学力検査、作文及び面接の結果（実技検査、自校作成問題による学力検査を実施した場合は、その結果を加える。）並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

### 5 連携型中高一貫教育に関する選抜

広島県立高等学校学則に定める連携型中学校から連携型高等学校への入学者選抜については、面接及び学校独自の選抜方法の実施結果並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

## 第2 定時制の課程

### 1 選抜(I)

全日制の課程と同様とする。

### 2 選抜(II)

全日制の課程と同様とする。

ただし、平成31年4月1日現在で満20歳以上の者については、その申請により、学力検査に代えて作文及び面接を実施することができる。

### 3 選抜(III)

全日制の課程と同様とする。

### 第3 通信制の課程

面接及び学校独自の選抜方法の実施結果並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

### 第4 秋季入学のための選抜

単位制による課程を置き、二学期制を採用し、かつ単位の修得の認定を学期の区分ごとに行う学校においては、高等学校長は別に定める定員の範囲内で、秋季入学のための選抜を実施することができる。

秋季入学のための選抜については、面接及び学校独自の選抜方法の実施結果並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

### 第5 その他

- 1 選抜（II）における学力検査の結果及び調査書の評定は、平成31年度入学者選抜の受検者の中不合格者について、簡易開示の方法により、各学校において開示する。
- 2 県立併設型高等学校入学者選抜の基本方針は別に定める。